

■地球環境

1 神奈川県内の二酸化炭素排出量推計結果

(1) 推計結果

◆神奈川県内 CO₂部門別排出量の推移

(単位：万 t - CO₂)

	1990年	2001年	2002年	2003年 (暫定値)	構成比 (%)	対90年 増減率 (%)	対2002年 増減率 (%)
エネルギー転換部門	562	558	587	612	7.9	8.9	4.2
産業部門	3,254	3,025	3,247	3,398	43.6	4.4	4.7
家庭部門	871	1,027	1,137	1,267	16.2	45.4	11.4
業務部門	664	855	996	1,167	15.0	75.7	17.2
運輸部門	1,096	1,285	1,265	1,225	15.7	11.8	-3.2
廃棄物部門	131	131	131	127	1.6	-3.4	-3.1
合計	6,579	6,881	7,362	7,796	100.0	18.5	5.9
(参考) 国の排出量 (百万 t)	1,122	1,214	1,248	1,259	-	12.2	0.9
国の排出量に占める 県の排出量の割合 (%)	5.9	5.7	5.9	6.2	-	-	-

県民一人当たりの排出量 (単位：t - CO ₂)	8.47	8.17	8.68	9.12	-	7.72	5.12
(参考)国民一人当たりの 排出量(単位：t - CO ₂)	9.17	9.61	9.87	9.94	-	8.36	0.76

(平成18年3月1日現在)

(2) 推計方法

◆推計プロセスの基本的考え方

- ①基本的に環境庁（現環境省）の「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（平成15年）に示された推計手法に従った。
- ②推計の基礎としている統計の公表時期の関係から、2003年の二酸化炭素排出量は暫定数値である。
- ③推計の連続性などから、可能な限り毎年入力可能な既存の統計データを用いた。

■環境配慮評価システム

1 環境配慮評価システム手続終了案件

県では、県が自ら実施する大規模な事業について、基本計画の段階で環境配慮の評価等を行い、より環境に配慮した基本計画の策定を行うため、要綱により「環境配慮評価システム」を制度化し、平成14年4月1日から実施しています。

このシステムの対象となるのは、道路の建設、建築物の建設、用地の造成などの15種類の事業で、規模に応じて、第1種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模）、第2種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の3分の1程度の規模）及び第3種事業（おおむね環境影響評価条例の対象規模の10分の1程度の規模）に区分し、その区分や事業の実施が環境に及ぼす影響の程度に応じて経なければならない手続を定めています。

このシステムでは、事業所管部局の作成した環境配慮検討書の提出、これに対する審議及びその結果の通知並びに通知内容に対する措置状況の報告が基本的な手続となっており、この手続を終了した案件については、それぞれの概要を公表することとしています。

平成16年度中に、この手続を終了した案件はありません。